

## 政党交付金の返還

日本維新の会の支部の解散により、令和7年までに交付した政党交付金のうち未使用分（解散した政党支部の支部基金の残高）について、本日、日本維新の会に対し、政党助成法（平成6年法律第5号）第33条第2項の規定に基づき、返還手続を行うこととしました。

政党交付金の返還額及びその内訳は、以下のとおりです。

○政党交付金の返還額：12,952,546円

（返還額の内訳）

支部名	解散時の代表者	支部基金の残高
日本維新の会参議院比例区第63支部	藤巻 健史	497,777円
日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部	堀場 幸子	4,279,379円
日本維新の会衆議院兵庫県第4選挙区支部	赤木 正幸	4,440,784円
福岡維新の会	天野 浩	3,734,606円

（連絡先）

自治行政局選挙部政党助成室

電話：（代表）03-5253-5111

（直通）03-5253-5582

（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。